

I はじめに

1 進行管理及び評価についての考え方

「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）」は、川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、川崎市の子どもに関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るため、令和5（2023）年3月に策定されました。

行動計画の進行管理及び評価については、毎年度、5つの施策の方向ごとに事業の進捗状況を把握し、所管課による自己評価を実施しており、令和5（2023）、令和6（2024）年度の進捗状況を、第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画（令和8（2026）年3月策定）に反映させました。

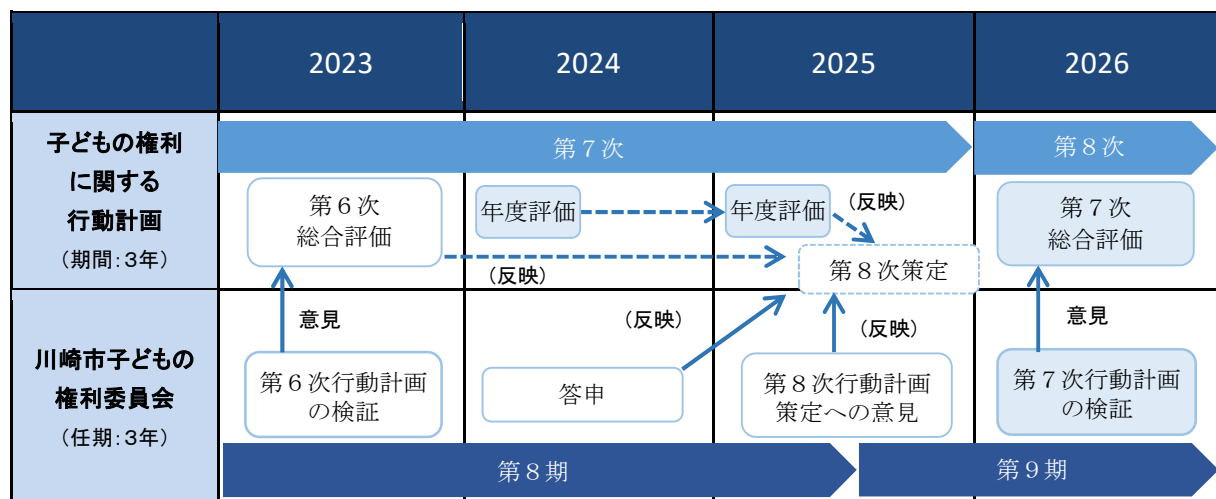
このたび、令和7（2025）年度をもって行動計画の期間が終了しましたので、所管課による387の事業（再掲含む）の3年間の総合評価を行い、川崎市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）の意見も併せて報告書として公表します。

2 進行管理及び評価に関する経過

行動計画の進行管理及び評価に関する経過は次のとおりです。

令和5（2023）年	3月	行動計画策定
令和5（2023）年	4月	行動計画実施
令和6（2024）年	4月	令和5（2023）年度の所管課による進捗状況報告
令和7（2025）年	4月	令和6（2024）年度の所管課による進捗状況報告
令和8（2026）年	5月	所管課による3年間の自己評価報告
令和8（2026）年	6月	自己評価を委員会へ提出
令和8（2026）年	7月	委員会による検証
令和8（2026）年	8月	公表

[参考] 行動計画の策定・評価サイクル



3 所管課による自己評価

各事業の所管課による自己評価にあたっては、3年間の総合的な評価を次の5段階で示しました。

- A：目標を大きく上回って達成
- B：目標を上回って達成
- C：目標をほぼ達成
- D：目標を下回った
- E：事業の廃止

4 委員会の意見

委員会は、条例第38条に基づき設置された、子どもの権利の保障の状況を調査審議する附属機関です。

委員会は、市から提出された行動計画の進捗状況報告及び自己評価について検証を行い、「Ⅱ 取組結果」において、施策の方向ごとに意見を付しました。

[参考] 第9期委員会 名簿

令和8(2026)年4月現在(敬称略、五十音順)

氏 名	分 野 等	備 考
安 ウンギョン	平成国際大学スポーツ健康学部 准教授	副委員長
和泉 徹彦	嘉悦大学経営経済学部 教授	
加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部 教授	委員長
金子 あかね	子育て支援活動(びーんずネット代表)	
霜倉 博文	白山愛児園施設長	
蔣 香梅	川崎市国際交流協会中国語相談員	
高石 啓人	日本大学文理学部 准教授	
田上 直子	公募市民委員	
寺島 智美	公募市民委員	
山岸 敦志	弁護士(神奈川県弁護士会)	

II 取組結果

行動計画においては、令和 5 (2023) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 3 年間の計画として、5 つの施策の方向、24 の推進施策、45 の取組を位置付け、それぞれの所管課において 387 の事業を実施したほか、重点的に取り組む必要があるものについては、計画期間における重点的取組に位置付けました。

今回、行動計画の 3 年間の総合的な評価をするため、この間の実施状況及び達成度について、所管課に対する調査を実施しました。また、本計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定しました。5 つの指標は、すべて川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を出典としています。

これらの調査結果を踏まえ、推進施策ごとに取組状況を確認し、施策の方向及び重点的取組ごとに総合的な評価を行いました。